

介護職員等特定処遇改善加算 見える化要件について

◆資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減するための代替職員確保を含む）

→ 近隣で行われている実務者研修受講日程場所を伝え、受講時には勤務変更や公休希望を優先的に取得させる。介護福祉士試験受講の際も同様の扱いとする。

・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

→会社側が指示した研修については、研修費用や交通費に関しては会社側が一部負担をする。また、キャリア段位制度を取り入れ、評価項目ごとに手当を支給している。

◆労働環境・処遇の改善

・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

→健康診断の際にオプション（自己負担）を選択できるようにし、生活習慣病予防健診の案内取りまとめも行う。看護休憩室と介護休憩室にはテレビ、エアコン、冷蔵庫を設置し、屋内は完全禁煙とする。喫煙スペースは屋外中庭の一部スペースを利用する。

◆その他

・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）

→主婦層に対し、働きやすい時間帯や土日祝を休日とした求人条件を出し、高年齢者に対しては、体力的な負担の少ない業務内容での求人条件を出した。

・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

→周辺小学校からの慰問を受け入れ、サツマイモ掘り等の時には地域の子供たちを招待して一緒に収穫を行った。

・非正規職員から正規職員への転換

→介護福祉士資格を取得した非正規職員を正規職員へと転換した。